

## 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定による市長が指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「府令」という。）別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

江別市長 三好 昇

- 1 指定地域として、次の図のとおり指定する。

「次の図」は、省略し、江別市生活環境部環境室環境課に備え置いて縦覧に供する。

- 2 法第4条第1項の規定による指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定める。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から翌 日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

## 備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音

圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定める。

指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域の全域並びに第3種区域及び第4種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

4 府令別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定める。

(1) a 区域 指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

(2) b 区域 指定地域のうち、第2種区域（a 区域として定める地域を除く。）

(3) c 区域 指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域